（一般競争入札に関する記録）
第11条の２　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札者を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第３項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項

第３章　指名競争契約

（指名競争入札の公示）
第12条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとするときは、第６条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、第７条の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項のほか、契約規則第23条の規定による基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件（第14条第２項において「指名されるために必要な要件」という。）についても、するものとする。
（指名通知）
第13条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとするときは、前条第１項の規定による公示の日において指名競争入札に参加させようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。
一　契約規則第24条第１項に規定する事項
二　一連の調達契約にあっては、第７条第１項第１号に掲げる事項
三　契約の手続において使用する言語
（公示に係る指名競争入札に参加しようとする者の取扱い）
第14条　第８条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、同条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「第12条第１項の規定による公示」と、同条第２項中「契約規則第７条第１項に規定する一般競争入札に参加するために必要な資格を有すると認められる」とあるのは「第14条第２項の規定により指名されている」と読み替えるものとする。
２　契約責任者は、前項の規定により準用する第８条第１項の規定による審査の結果、契約規則第７条第２項に規定する有資格業者となった者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条の規定による通知を行わなければならない。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第15条　第４条、第５条及び第９条から第11条の２までの規定は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとする場合に準用する。この場合において、第10条から第11条の２までの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第10条第１号中「第７条」とあるのは「第12条第２項」と、「公告」とあるのは「公示」と、「同条第１項第３号」とあるのは「第７条第１項第３号」と、第11条第２項第７号中「第６条の規定による公告」とあるのは「第12条第１項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第４章　随意契約

（随意契約によることができる場合）
第16条　契約責任者は、次の各号に掲げる場合に限り、特定調達契約につき随意契約によることができるものとする。
一　一般競争入札若しくは指名競争入札に付しても入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を締結しないとき。
二　他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
四　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をするとき。
五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る契約制限価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第12条第１項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
八　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。
（随意契約に関する記録）
第17条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、随意契約の相手方を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第18条　第11条第２項の規定は、特定調達契約につき随意契約の方法による場合に準用する。この場合において、同項中「一般競争入札により落札者を」とあるのは「随意契約の相手方を」と、同項第１号中「落札」とあるのは「随意契約」と、同項第３号中「落札者を決定」とあるのは「契約を締結」と、同項第４号中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、同項第５号中「落札金額」とあるのは「随意契約に係る契約金額」と、同項第７号中「第６条の規定による公告を行った日」とあるのは「随意契約による理由」と読み替えるものとする。

第５章　雑則

（苦情の処理）
第19条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員（会社の使用人をいう。）を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第20条　契約責任者は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

１　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規則の施行の際、現に手続中のものについては、なお従前の例によることができる。